

単品スライド条項の運用拡充について

野田市では、8月1日より建設工事の契約における「単品スライド条項」の運用ルールを価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象にして定めたところですが、工事内容によってはこれらの2品目のほかにも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

今回の運用の拡充は、先に指定した2品目のほかにも、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、単品スライド条項の適用対象資材とすることとしました。なお、本件の対象範囲は、建設工事の契約に限ります。